



令和6年 告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和5年度定例監査結果の報告をしたところ、定例監査結果措置状況の通知がありましたので、同条第12項の規定によりその通知を下記のとおり公表します。

令和6年1月23日

板野東部消防組合

監査委員 日根 啓一



板野東部消防組合

監査委員 近藤 祐司



記

令和5年度 定例監査結果措置状況

指 摘 事 項	措 置 状 況 等
<p><全般></p> <p>・消防年報について、調査表に差異が見受けられました。 校正を、担当者のみでするのでなく、二人以上でチェックされることを要請します。 また、救助資機材の表について、見易くなるよう第1消防署と第2消防署を同じ配列とするよう依頼したところであるが、昨年と同じ配列だったので次年度は訂正してください。</p>	<p>・今後は、2名以上で確認いたします。 また、表の配列を訂正いたします。</p>
<p><総務課></p> <p>・緊急に現金を出金する必要があるときは、職員が立て替える事なく、活動資金等の目的で保管する現金から上司に許可を得て出金し、金銭出納帳への記載する体制に努めてください。</p>	<p>・職員が立て替えることなく、小口現金より支出し、出納帳へ記載していくよう努めます。</p>

指 摘 事 項	措 置 状 況 等
<p><警防課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月に化学消防ポンプ自動車を更新し、泡消火薬剤等を常備積載していることから、危険物火災や車両の火災等に迅速に対応することができるよう、技術の維持向上に努め地域住民の安全確保に注力してください。 <p><予防課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の普及推進を目的とした、板野東部婦人防火クラブ及び板野東部少年少女消防クラブは、コロナ禍であったため、幅広い活動ができなかった。今般、各町の防災フェスタ等に少年少女消防クラブが参加し、熱心に活動されている姿を見かけました。消防団員の確保が課題となるなか、少年少女消防クラブ等を通じ、防火意識の向上と将来を担う人材の育成に努めてください。 <p><通信指令課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近は各地で線状降水帯等による風水害が発生しており、早期避難のためには迅速で的確な情報提供が重要となっております。なお、NET119については、多くの障がい者の方々の登録促進に注力してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両積載装備の取扱い訓練を実施し、技術の向上に努め、地域住民の安全確保に注力いたします。 ・今後も各町の防災訓練等に積極的に参加し、防災意識の向上と将来を担う人材の育成に努めます。 ・各町広報誌やケーブルテレビを通じ、NTT119サービスの利便性の認知度を高め、利用登録者数の増加に努めます。